

振り込め詐欺にご注意ください

【振り込む前にご家族や金融機関などにご相談ください】

お子さんやお孫さん、または警察官、弁護士、国税局・税務署員などになりすまし、お金を振り込ませる詐欺、確実に値上がりするなどと言って勧誘する未公開株勧誘詐欺、医療費・税金・年金等の還付があるなどと言って巧妙にATMコーナーに行かせてお金を振り込ませる詐欺が増えていきます。このような被害に遭われないよう十分にご用心ください。

※振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復を図る、「振り込め詐欺救済法」が施行されています。

【振り込め詐欺のキーワード】

かかってきた電話に次のような言葉が出てきたら注意しましょう。

「携帯電話を無くした、番号が変わった。」

「風邪をひいた、のどの調子が悪い。」

「電車にカバンを忘れた。カバンを無くした。」

「会社の金を使い込んだ。株で失敗した。」

「お金を代わりに者が取りに行くから渡して欲しい。」など

慌てず、落ち着いて関係者やお子さんの勤め先、警察などと連絡をとり、事実を確認しましょう。

【還付金詐欺や未公開株勧誘詐欺】

こんな言葉には注意しましょう。

「年金の還付がある。」

「医療費が戻る。税金の還付がある。」

「未公開株で必ず儲かる。」

「あとで必ず高く買い取ります。」

「あなただけ特別に紹介する。」など

少しでも怪しいと思ったら

ご家族や最寄の警察署に相談しましょう。

未公開株通報専用センター

TEL0120-344-9999(受付時間 平日 9:00~11:30 12:30~17:00)

【被害防止のためATMコーナーでの携帯電話はご遠慮ください】

警察等の指導により、振り込め詐欺被害防止のため、ATM コーナーでの携帯電話のご使用はご遠慮いただいております。

※ATM コーナーで携帯電話をご使用のお客様には、犯罪被害を防止する観点から、職員からお声をかけさせていただく場合があります。

【絶対に暗証番号は第三者に教えないでください】

・警察官、金融関係職員、銀行協会職員、金融庁職員等がカードを預かり、持ち帰ることは絶対にありません。

・電話で暗証番号を聞くことなど絶対にありません。暗証番号を聞かれたり、カードを渡すよう求められたら詐欺だと考えてください。

・警察官や金融関係職員になりすまし

「あなたの口座が危険にさらされている。被害を防ぐためにカードを新しくする必要がある。職員が手続を行うのでカードを預け暗証番号を教えてください」

などと言ってカードをだまし取り、預金を引き出す手口が増えています。これらを名乗るものから暗証番号を聞かれても絶対に教えないでください。

・不審な電話があった場合は迷わず「110番」に通報願います。

※カードの「ご利用明細表」は必ずお持ち帰りください。

【預金口座の売買・譲渡は犯罪です】

預金口座の売買・譲渡は決して行わないでください。「改正犯罪収益移転防止法」により、下記の行為は禁止されております。

(1) 他人になりすまして口座を利用すべく通帳、キャッシュカード等を譲り受ける

(2) 上記(1)の事情を知りながら、通帳、キャッシュカード等を譲り渡す

(3) 正当な理由なく有償で通帳、キャッシュカード等の譲り受け・譲り渡しをする

また、インターネット上などに売買の公告を載せることも禁止されています。

※違反した場合は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科せられます

※「業」としてこれらを行った場合は、3年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金が科せられます